



◆手術に関する基準

(医科点数表第2章第10部手術の通則第5号及び第6号)

手術の実施件数
(R6.1.1-R6.12.31)

	手術の実施件数 (R6.1.1-R6.12.31)
・ 区分1に分類される手術	873 件
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	134 件
イ 黄斑下手術等	27 件
ウ 鼓室形成手術等	0 件
エ 肺悪性腫瘍手術等	712 件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0 件
・ 区分2に分類される手術	491 件
ア 靭帯断裂形成手術等	69 件
イ 水頭症手術等	5 件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1 件
エ 尿道形成手術等	4 件
オ 角膜移植術	0 件
カ 肝切除術等	297 件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	115 件
・ 区分3に分類される手術	198 件
ア 上顎骨形成術等	5 件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	142 件
ウ バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0 件
エ 母指化手術等	25 件
オ 内反足手術等	0 件
カ 食道切除再建術等	26 件
キ 同種死体腎移植術等	0 件
・ 区分4に分類される手術	865 件
・ その他の区分	19 件
ア 人工関節置換術	19 件
イ 乳児外科施設基準対象手術	0 件
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0 件
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術	0 件
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0 件



◆手術に関する基準

(**歯科**点数表第2章第9号手術通則第4号に掲げる手術)

手術の実施件数
(R6.1.1-R6.12.31)

・ 区分1に分類される手術

件数なし